

告 示

埼玉県告示第六十八号

令和四年埼玉県告示第六百十四号で公示した公共測量は、令和四年十二月十三日終了した旨測量計画機関である大和ハウス工業株式会社東京本店から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕